

精華町長 杉 浦 正 省 様

精華町監査委員 井 上 直 樹

同 青 木 敏

### 令和 6 年度健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

#### 第 1 審査の手続

町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

#### 第 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 健全化判断比率   | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 | 早期健全化基準<br>(令和 6 年度) | 備考 |
|-----------|---------|---------|----------------------|----|
| ①実質赤字比率   | —       | —       | 13.43%               |    |
| ②連結実質赤字比率 | —       | —       | 18.43%               |    |
| ③実質公債費比率  | 9.8%    | 10.2%   | 25.0%                |    |
| ④将来負担比率   | 28.2%   | 33.2%   | 350.0%               |    |

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で記載しています。

## (2) 個別意見

### ① 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は、実質収支が231,693千円の黒字のため、前年度と同様に該当なしとなっている。

### ② 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が4,169,522千円の黒字のため、前年度と同様に該当なしとなっている。

### ③ 実質公債費比率について

令和 6 年度の実質公債費比率は、前年度と比較して0.4ポイント下降し9.8%となっている。また、単年度での比率は9.2%（前年度10.3%）と下降し、一般会計の町債元利償還額は前年度の1,522,040千円から1,496,426千円に減少している。大幅な減少は当面見込めず、引き続き、公債費比率の推移に留意する必要がある。

### ④ 将来負担比率について

令和 6 年度の将来負担比率は、前年度と比較して5.0ポイント下降し、28.2%となっている。町債の年度末残高や債務負担行為による支出予定額の減少が主な要因である。また、充当可能財源に当たる充当可能基金残高は、平成 2 8 年度2,625,535千円、平成 2 9 年度1,785,903千円、平成 3 0 年度1,515,802千円と減少傾向にあり、令和元年度1,584,494千円、令和 2 年度1,993,583千円、令和 3 年度2,642,097千円、令和 4 年度3,012,474千円、令和 5 年度3,478,892千円と増加していたが、令和 6 年度は3,464,215千円と減少している。財政の健全化と事業の優先順位を見極めながら、堅実な財政運営を進められるよう要望する。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。